訪問介護重要事項説明書•第一号訪問事業重要事項説明書

社会福祉法人にんじんの会 ケアステーションにんじん・上野原

- ◆ 利用者様の相談や苦情については、次の窓口で対応します。 何でもおたずね下さい。
 - ① サービス相談・苦情窓口

担当者 : 事業所長 伊藤 祐司 電話番号 : 0554-62-6222 (受付時間 月~金曜日 9:00~17:00)

② その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

上野原市 長寿介護課 電話番号 0554-62-3128

相模原市福祉基盤課指導班 電話番号 042-769-9226

山梨県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談窓口担当 (毎週水曜日午前9時から午後4時)電話番号 055-233-9201 「苦情解決の仕組み指針」に基づく第三者委員

•渡邉 英治(元上野原市区長会 会長)

電話番号 0554-62-5276

·原田 良二(元上野原市長寿健康課 主幹)

電話番号 0554-56-2901

◆ ご利用料金のご案内

(1)介護保険の利用料金

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

全額(円)	介護保険適応外利用料金(全額自己負担額)
1割(円)	介護保険適応時自己負担額(1割負担額)
2割(円)	介護保険適応時自己負担額(2割負担額)
3割(円)	介護保険適応時自己負担額(3割負担額)

注) 当事業所における地域区分単価は1単位= 10.00 円となります。

		サービス内容略称			全額(円)
		内 容	合成 単位数	算定 単位	1割(円) 2割(円) 3割(円)
	第一号訪問事業	区・市独自基準訪問型サービス		別表による	
	身体介護0	身体介護01 20分未満	163		1,630 163 326 489
	身体介護1	身体介護1 20分以上30分未満	244		2,440 244 488 732
	身体1生活1	身体1生活1 身体1に引き続き生活1(20分以上)行った場合	309	1 回につき	3,090 309 618 927
介護	身体1生活2	身体1生活2 身体1に引き続き生活2(45分以上)行った場合	374		3,740 374 748 1,122
サート	身体1生活3	身体1生活3 身体1に引き続き生活3(70分以上)行った場合	439		4,390 439 878 1,317
ビス	身体介護2	身体介護2 30分以上1時間未満	387		3,870 387 774 1,161
	身体2生活1	身体2生活1 身体2に引き続き生活1(20分以上)行った場合	452		4,520 452 904 1,356
	身体2生活2	身体2生活2 身体2に引き続き生活2(45分以上)行った場合	517		5,170 517 1,034 1,551
	身体2生活3	身体2生活3 身体2に引き続き生活3(70分以上)行った場合	582		5,820 582 1,164 1,746

		サービス内容略称			全額(円)
			合成	算定	1割(円)
		内 容	単位数	単位	2割(円)
					3割(円)
		身体介護3			5,670
	白.什.人类。	1時間以上1時間半未満			567
	身体介護3		567		1,134
					1,701
		身体3生活1			6,320
	身体3生活1	身体3に引き続き生活1(20分以上)行った場合	632		632
	3 140 TILL		002		1,264
					1,896
		身体3生活2			6,970
	身体3生活2	身体3に引き続き生活2(45分以上)行った場合	697		697
	7 FOZIII				1,394
					2,091
		身体3生活3	-		7,620
	身体3生活3	身体3に引き続き生活3(70分以上)行った場合	762		762
	7, 11 ° ±111 °	102			1,524
介				1 回	2,286
- II.	身体介護4	身体介護4	649		6,490
護		1時間半以上2時間未満			649
サ					1,298
		to the at North		に	1,947
]	身体4生活1	身体4生活1	合 714	つき	7,140
2.3		身体4に引き続き生活1(20分以上)行った場合			714
F.					1,428
ス		白.什.4.4.17.0		U	2,142
	身体4生活2	身体4生活2	- - 779		7,790
		身体4に引き続き生活2(45分以上)行った場合			779
					1,558
		身体4生活3			2,337
		タ1944年163 身体4に引き続き生活3(70分以上)行った場合	-		8,440 844
	身体4生活3	対体4に引き続き生活3(70分以上)11つに場合	844		
			-		1,688
		身体介護5			2,532 7,310
		2時間以上2時間半未満	 		7,310 731
	身体介護5	247间外工247间十个侧	731		1,462
			 		2,193
		身体5生活1			7,960
		タ体5に引き続き生活1(20分以上)行った場合	-		796
	身体5生活1	ス (ア・バー・バー・ルー・エー・ロー・(20 / 20 エ/ 1) フルー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー	796		1,592
			-		2,388
					2,000

		サービス内容略称			全額(円)
			合成	算定	1割(円)
		内 容	単位数	単位	2割(円)
					3割(円)
		身体5生活2			8,610
	白.从广州江口	身体5に引き続き生活2(45分以上)行った場合	0.01		861
	身体5生活2		861		1,722
			1		2,583
		身体5生活3			9,260
	白. 从 二	身体5に引き続き生活3(70分以上)行った場合	000		926
	身体5生活3		926		1,852
					2,778
		生活援助2			1,790
	4. 江 [] [] []	20分以上45分未満	1.70		179
	生活援助2		179		358
			1		537
		生活援助3			2,200
	4.汇标品 0	45分以上	000		220
	生活援助3		220		440
介			1		660
ノ		通院等乗降介助			970
護	(A)	通院等の為乗車・降車の介助が中心の場合	0.7		97
	通院等乗降介助		97	1	194
サ				回に	291
1				√	
				つき	
F.					
_					
ス					
]		
]		

		サービス内容略称			全額(円)
			合成	算定	1割(円)
		内 容	単位数	単位	2割(円)
					3割(円)
		緊急時訪問介護加算		1	1,000
	緊急時	居宅サービス計画にない緊急の訪問介護の場合	100	回	100
	訪問介護加算		100	につ	200
				き	300
		訪問介護初回加算			2,000
	初回加算	初月にサービス提供責任者が訪問介護又は同行訪問した場合	200		200
	70四加昇		200	1	400
					600
		生活機能向上連携加算(I)		月	1,000
		通所リハ等のPT・OT等が、ICTを活用した動画等により、	100	に	100
		利用者の状態を把握した上で、助言	100	(_	200
	生活機能向上	3月に1回を限度		つ	300
	連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅱ)			2,000
		通所リハ等のPT・OT等が利用者宅等を訪問し、	200	き	200
		利用者の状態を把握した上で、助言	200		400
介					600
- U:		認知症専門ケア加算(I)		1	30
護	認知症専門	日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の50%以上	3		3
サ		認知症介護実践リーダー研修修了者の配置		日	6
				に	9
]	ケア加算	認知症専門ケア加算(Ⅱ)		Ü	40
2.3		加算(I)の要件を満たしたうえで、	4	つ	4
ビ		認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置	1	.34	8
ス				き	12
		特定事業所加算(I)	所定単位の	1	
		体制要件、人員要件、重度要介護者等対応要件に適合	20/100		
		特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位	口	
	特定事業所	体制要件、人員要件に適合	10/100	に	
	加算	特定事業所加算(Ⅲ)	所定単位の	()	
		体制要件、重度要介護者等対応要件に適合	10/100	つ	
		特定事業所加算(IV)	所定単位の	3	
		一部の体制要件に適合	3/100	き	
	介護職員処遇改善加算	┃ 介護職員処遇改善加算(I)	所定単位の		
	(令和6年5月まで)	7	137/1000 所定単位	1	
	介護職員等	介護職員等特定処遇改善加算(I)	の	月	
	特定処遇改善加算 (令和6年5月まで)		63/1000 所定単位	に	
		介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	の	7	
	小雄雌県佐 ベニッマ・プ/ホーゼーhide		42/1000 所定単位	き	
	介護職員等ベースアップ等支援加算 (令和6年5月まで)	介護職員等ベースアップ等支援加算	の 24/1000		
ь		l .	2 1/ TOOU		

		サービス内容略称			全額(円)
			合成	算定	1割(円)
		内 容	単位数	単位	2割(円)
					3割(円)
介護サービ	介護職員等 処遇改善加算 (令和6年6月~)	介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位 の 245/1000	1 月 に	
		介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位 の 224/1000		
			所定単位 の 182/1000	につき	
ス		介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位 の 145/1000	J	

[※] 負担額は小数点以下の計算の関係で実際の金額と若干異なります。

(2)介護保険以外の利用料金

項目	料金
	実費
	円

- * 基本料金に対して、早朝(午前6時~午前8時)・夜間(午後6時~午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時~午前6時)は50%増しとなります。
- * 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- * やむを得ない事情により、利用者様の同意を頂いて、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
- * 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。 その場合は一旦全額自己負担額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。 サービス提供証明書を後日、お住まいの区市町村の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

(3)交通費

交通費は原則無料です。但し、サービスの内容によって、事前にご相談の上、実費をご請求 させて頂く場合がございます。

(4) その他

利用者様の住まいで、サービスを提供する為に使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者様のご負担になります。

(5)お支払い方法

毎月25日頃に前月分の請求書を送付致しますので、合計額を翌々月の4日に口座引き落としの方法でお支払いください。もしくは、請求書の交付を受けてから10日以内に銀行振り込み・現金支払いでも構いません。お支払いいただきますと、領収書を発行致します。

◆ キャンセル料

サービス利用を中止する場合には、できるだけ早く事業所へお知らせ下さい。 利用者様のご都合でサービスを中止する場合、利用日の前日午後17時まで(前日が日曜日の 場合は土曜日の午後17時まで)にご連絡がなかった場合は、1回につき1,000円のキャンセル 料がかかります。(介護予防サービス利用者を除く)

◆ サービス内容

(1)身体介護

① 食事介助
 ② 食事介助で、全面介助、一部介助又は見守りを行います。
 配膳から後片付けまで含まれます。
 ② 入浴介助
 浴室への誘導や見守り、入浴の介助等を行います。
 おむつ交換、尿器・便器の介助、トイレやポータブルトイレへの誘導・
 移動介助又は見守りをします。
 ④ 清拭
 身体を清潔に保つ為、体を拭きます。環境、暖房、保温等に配慮します。
 「事瘡の防止等のために、身体状況に合わせて体位交換の介助を行います。

⑥ 通院、 病院、その他の外出の付き添いを行います。 外出介助 (車椅子介助も対応致します。)

(2)生活援助

① 買物 日用品や食料品などの生活必需品の買物を行います。
 金銭管理には十分注意し、常に利用者様の確認を得ながら行います。
 ② 調理 利用者様の食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。
 ③ 掃除 利用者様が日常利用している居室、台所、トイレ等の掃除を行います。
 ④ 洗濯 利用者様の日常的な洗濯、洗濯干し、取り込み、整理等を行います。

◆ サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。 訪問介護契約を結び、サービスの提供を開始します。 ※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2)サービスの終了

- ① 利用者様の都合でサービスを終了する場合 1週間前の予告期間をおいて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者様の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合 人員不足又は信頼関係が損なわれる等やむを得ない事情により、サービスの提供を終 了せざるを得ない場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- 利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立) と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・利用者様がお亡くなりになった場合
- 4) その他
 - ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用 者様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当法人が 破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了 することができます。
 - ・利用者様が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又は利用者様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

◆ 緊急時の対応方法について

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。また、緊急時は救急車対応の措置を講じる場合もあります。

◆ 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1)利用者及びその家族に関する秘密の保持について
 - ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生 労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの ためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
 - ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
 - ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
 - ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、 従業者との雇用契約の内容とします。

(2)個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、 利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書 で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

◆ 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・精神・財産・名誉等に損害を及ぼした場合には、事業者が加入している損害賠償保険の範囲内で、その損害を賠償します。

◆ 当事業所の概要及び特徴

・ 事業の目的及び運営方針

- ① 当法人は、1987年から非営利の民間福祉団体として、我が国で一番最初に24時間 365日の在宅福祉サービスの提供をしています。
- ② サービス提供の理念は、在宅生活を維持する為に必要なサービスをいつでも誰でも 受け取れる仕組みをつくり、安心して生活できる地域をつくることです。
- ③ サービスの質を確保する為に、利用者様の立場に立った「ケア記録カード」を実践しています。
- ④ サービスの質を確保する為に、ホームヘルパーの支援スキルを明確にし、定期的に 研修や学習会、資格取得の支援をしています。
- ⑤ 当事業所の訪問介護員は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ⑥ 利用者様又はそのご家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく 説明致します。

・ 虐待防止のための措置

当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

- 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その 結果について、従業者に十分に周知する。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 五 利用者が虐待を受けている恐れがある場合はただちに区市町村へ報告する。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

・ ハラスメント防止のための措置

当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、及び利用者等からの悪質なクレームや不当な要求・性的な言動等により、職員等の就業環境が害されることを防止するための明確化等の必要な措置を講じる。

・ 事業所の概要

名称	ケアステーションにんじん・上野原
所在地	山梨県上野原市上野原522
事業者番号	山梨県指定 1971500150
サービス提供地域	山梨県上野原市、神奈川県相模原市緑区(小渕·佐野川·澤 井·名倉·日連·牧野·吉野)
営業日•営業時間	月曜日~土曜日 8時30分~17時30分
定休日	日曜日、1月1日(祝日は営業しています)

・ 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名		施設運営全般	1名
サービス 提供責任者	介護福祉士	2名		アセスメント、 介護計画の立案	2名
訪問介護員	初任者研修・1級・2級		7名	食事・入浴・排泄の介助等	7名

◆ サービスのご利用の参考項目

事 項	有無	事 項	有無
ホームヘルパーの変更の可否	0	従業員への研修の実施	\circ
男性ヘルパーの有無	0	サービスマニュアルの作成	\circ
第三者評価の実施状況	無		